

改正後	改正前
<p><b>2.2 格付の実施方法</b></p> <p>a) 格付及び格付後の荷口の出荷又は処分に関する記録を作成し保存するための帳簿を備えていなければならない。</p> <p>b) 対象農林物資の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための検査を行わせ、かつ、当該検査の結果に基づき格付を行わなければならない</p> <p><u>c) b)で必要な機械器具は次のとおり。ただし、5)については、繊維走行の傾斜を測定する場合に、6)については、含水率を測定する場合に限る。</u></p> <p>1) ノギス 2) 直定規 3) 直角定規 4) 鋼鉄製巻尺 5) 繊維走向測定用具 6) マイクロ波透過型含水率測定用具</p>	<p><b>2.2 格付の実施方法</b></p> <p>a) 格付及び格付後の荷口の出荷又は処分に関する記録を作成し保存するための帳簿を備えていなければならない。</p> <p>b) 対象農林物資の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための検査を行わせ、かつ、当該検査の結果に基づき格付を行わなければならない</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>3.2.2</b> 申請者が登録認証機関から認証を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを、<u>2.2 c)に掲げる機械器具を用いて、当該日本農林規格に定める測定方法により、確認しなければならない。</u></p>	<p><b>3.2.2</b> 申請者が登録認証機関から認証を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを<u>当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認しなければならない。</u></p>
<p><b>3.2.3</b> 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付さなければならない。</p> <p>a) 登録認証機関からこの告示に定める基準により認証を受けた取扱業者又は外国取扱業者（以下“認証事業者”という。）は、格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての登録認証機関による <u>2.2 c)に掲げる機械器具を用いた当該日本農林規格に定める測定方法による確認を受け、当該確認の結果、適合すると確認されたものについてのみ、格付を行うことができること。</u></p>	<p><b>3.2.3</b> 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付さなければならない。</p> <p>a) 登録認証機関からこの告示に定める基準により認証を受けた取扱業者又は外国取扱業者（以下“認証事業者”という。）は、格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての登録認証機関による<u>当該日本農林規格に定める測定方法を用いた確認を受け、当該確認の結果、適合すると確認されたものについてのみ、格付を行うことができること。</u></p>